



平成 28 年 11 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社バイク王 & カンパニー
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 石川 秋彦
(コード番号 3377 東証二部)
問 合 せ 先 取締役執行役員 山 縣 俊
(TEL. 03-6803-8855)

株式会社G - 7ホールディングスとの資本業務提携 および第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 8 日開催の取締役会において、下記のとおり株式会社G - 7ホールディングス（以下、「G - 7ホールディングス」といいます）と資本業務提携を行うことについて合意し、G - 7ホールディングスを処分先とする第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます）を行うことについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. 資本業務提携について

1. 資本業務提携の目的および理由

当社は、創業以来リユースの視点に基づくバイク買取事業を展開してまいりました。バイク買取市場という従来不透明であった事業分野を開拓し、バイク買取業界の先駆者として透明性の高いバイク買取ビジネスを確立するとともに、バイクユーザーのニーズに対応することを重視し、バイク小売事業や駐車場事業を展開することで成長してまいりました。

現在は、「バイクライフの生涯パートナー」をビジョンとして掲げ、バイク買取専門店としての「バイク王」から、バイクに係る面と時間軸の広がりを持ったサービスを総合的に提供するべく「バイクのこならバイク王」と言われるブランドの実現に取り組んでおります。

一方、G - 7ホールディングスは、オートバックス事業を核として成長し、業務スーパー事業の展開により飛躍を遂げました。現在は、オートバックス・車関連事業と業務スーパー・こだわり食品事業を核として、その他にもアグリ事業、レストラン事業、リユース事業等を国内外で展開しております。また、お客様の幅広いニーズにお応えできるよう、大型駐車場付の複合商業施設（「G - 7モール」）を展開しております。

G - 7ホールディングスにおけるオートバックス・車関連事業の二輪車用品販売事業である「バイクワールド」につきましては、国内は同社子会社の株式会社G - 7バイクワールド（以下、「G - 7バイクワールド」といいます）が 12 店舗展開しており、海外につきましても、同じく子会社である G7 INTERNATIONAL PTE. LTD. の傘下である G7 RETAIL MALAYSIA SDN. BHD. がマレーシアで 2 店舗、G7 (THAILAND) CO., LTD. がタイで 1 店舗を展開しております。

当社が展開するバイク小売事業とG - 7ホールディングスの子会社であるG - 7バイクワールドが「バイクワールド」として展開する二輪車用品販売事業との間で、互いの強みを共有することと互いの弱みを補完すること等が期待できること、また、互いの二輪車事業の融合によって新たなお客様の発掘にもつながるものと判断し、この度の資本業務提携を行うことといたしました。

さらに、業務提携に加え資本提携も実施することにより、G - 7ホールディングスとの信頼関係を強固なものとし、両社の企業価値を一層向上させることが可能と判断いたしました。

2. 業務提携の内容

主として、以下の事項について業務の提携を予定しております。

(1) 両社の保有資産を活用したサービス展開

- ・ G - 7ホールディングスの子会社であるG - 7バイクワールドが展開する「バイクワールド」店舗（二輪車用品販売）等への、当社サービス（バイク買取・バイク小売販売・バイクレンタル）受付窓口設置
- ・ G - 7ホールディングスの子会社であるG - 7バイクワールドが販売するバイク用品の当社における販売
- ・ 「バイク王」店舗（二輪車買取および小売販売）と「バイクワールド」店舗（二輪車用品販売）の店舗併設（既に一部の店舗で実施中）のさらなる拡大

(2) 二輪車に関する情報の共有および活用の推進

(3) 相互の人的交流

なお、将来的には海外展開での協業を模索すること等も含め、平成29年2月頃からの実施を目的に、業務提携の具体的な内容、条件、実施時期等の詳細については、今後、両社間で協議してまいります。

3. 資本提携の内容

当社とG - 7ホールディングスは、業務提携による上記の取組みを推進し両社の関係を強固なものとするため、当社の保有する自己株式150,000株（発行済株式総数の0.98%、総額32,250,000円）を第三者割当の方法によりG - 7ホールディングスに割当て、当該株式をG - 7ホールディングスが取得することで合意いたしました。

4. 資本業務提携先の概要

(1) 名称	株式会社G - 7ホールディングス	
(2) 所在地	兵庫県神戸市須磨区弥栄台三丁目1番地の6	
(3) 代表者の役職・氏名	金田 達三	
(4) 事業内容	グループ事業の経営戦略・管理・運営等を行う持株会社	
(5) 資本金	17億87百万円	
(6) 設立年月日	昭和51年6月18日	
(7) 大株主および持株比率 (平成28年9月30日現在)	木下 守	15.04%
	木下 智雄	15.03%
	有限会社キノシタファミリーサービス	9.48%
	関 稚奈巳	9.27%
	木下 陽子	6.78%
	株式会社オートボックスセブン	2.77%
	MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	2.46%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.58%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1.53%
	BANK JULIUS BAER AND CO., LTD (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1.31%
(8) 当該会社間の関係	資本関係	該当事項はありません
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	当社は当該会社の子会社へ整備業務を発注するとともに、当該会社の子会社から部品の供給を受けております
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません

(9) 最近3年間の経営成績および財政状態		(単位：百万円 特記項目は除く)	
決算期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
連結純資産	11,599	12,404	14,183
連結総資産	32,057	32,339	36,154
1株当たり連結純資産(円)	953.05	1,019.17	1,137.86
連結売上高	88,178	88,261	103,895
連結営業利益	2,900	2,306	3,028
連結経常利益	3,139	2,512	3,220
親会社株主に帰属する当期純利益	1,541	1,272	1,867
1株当たり連結当期純利益(円)	126.66	104.59	153.95
1株当たり配当金(円)	39	30	47

5. 資本業務提携の日程

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議 | 平成28年11月8日(火) |
| (2) 業務提携基本契約締結日 | 平成28年11月8日(火) |
| (3) 本自己株式処分払込期日 | 平成28年11月25日(金) |

6. 今後の見通し

本資本業務提携による平成28年11月期の業績に与える影響は軽微ですが、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

II. 第三者割当による自己株式の処分について

1. 本自己株式処分の概要

(1) 処分期日	平成28年11月25日
(2) 処分株式数	普通株式 150,000株
(3) 処分価額	1株につき215円
(4) 処分価額の総額	32,250,000円
(5) 処分方法	第三者割当による処分
(6) 処分予定先	株式会社G-7ホールディングス

2. 本自己株式処分の目的および理由

本自己株式処分の目的は、前記「I. 資本業務提携の概要 1. 資本業務提携の理由」に記載のとおり、当社とG-7ホールディングスは資本業務提携することで合意しており、本資本業務提携を円滑に推進することが両社の企業価値向上に資すると判断しております。

なお、本資本業務提携を迅速且つ確実に実施することが求められることに加え、金庫株として保有している自己株式を有効活用するという観点から、第三者割当による自己株式処分の方法を選択いたしました。

3. 調達する資金の額、使途および支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	32,250,000円
②発行諸費用の概算額	100,000円
③差引手取概算額	32,150,000円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。
2. 発行諸費用の内訳は、弁護士費用等を予定しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本自己株式処分は、割当予定先であるG-7ホールディングスとの関係強化を目的とするものでありま

す。差引手取概算額 32,150,000 円については、来事業年度の出店費用等に充当いたします。
なお、調達した資金は実際の支出時期まで銀行預金とし、適切に管理してまいります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本自己株式処分により調達する資金は、当社の円滑な業務運営に充ててまいりますので、当社の企業価値向上、ひいては既存株主の利益につながるものと考えられ、当該資金の使途については合理性があるものと考えております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

払込金額については、本自己株式処分にかかる取締役会決議日（以下、「本取締役会決議日」という）である平成 28 年 11 月 8 日の直前営業日（平成 28 年 11 月 7 日）の東京証券取引所における当社株式の終値の 215 円といたしました。

当該払込金額は、本取締役会決議日の直前 1 ヶ月間（平成 28 年 10 月 8 日から平成 28 年 11 月 7 日まで）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値 212 円（円位未満切捨て）に対しては 1.4%のプレミアム、同直前 3 ヶ月間（平成 28 年 8 月 8 日から平成 28 年 11 月 7 日まで）の終値の平均値である 210 円（円位未満切捨て）に対しては 2.4%のプレミアム、同直前 6 か月間（平成 28 年 5 月 8 日から 11 月 7 日まで）の終値の平均値である 223 円（円位未満切捨て）に対しては 3.6%のディスカウントであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案し、処分予定先と協議の上決定したものであり、特に有利な払込金額には該当しないものと判断いたしました。

直前営業日の当社株式の価格を採用することにしたのは、直近の市場価格が当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

(2) 処分数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により G - 7 ホールディングスに割当てする株式数は 150,000 株であり、本自己株式処分前の当社の発行済株式総数に対し 0.98%（小数点以下第三位を四捨五入、平成 28 年 5 月 31 日時点の総議決権数 138,137 個に対する割合 1.09%）に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、本自己株式処分は G - 7 ホールディングスとの信頼関係を構築し、本資本業務提携を円滑に推進することを目的に行うことから、当社の企業価値向上につながるものと考えており、本自己株式処分による処分数量および株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 処分予定先の選定理由等

(1) 処分予定先の概要

前記「I. 資本業務提携の概要 4. 資本業務提携先の概要」をご参照ください。

(2) 処分予定先を選定した理由

前記「I. 資本業務提携の概要 1. 資本業務提携の理由」をご参照ください。

(3) 処分予定先の保有方針

当社は、当社と処分予定先との資本業務提携が有効である限り、処分先は本自己株式処分により割当てられる当社株式を原則として保有する方針であることを確認しております。

なお、処分予定先が払込期日から 2 年間において割当株式の全部または一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名および譲渡株式数等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告に基づく報告を株式会社東京証券取引所に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、当社は処分先から確約書を取得する予定です。

以上